

日銀業第167号
2025年6月5日

当座勘定取引金融機関等
国債振替決済制度参加者 殿

日本銀行業務局

延長日における為替決済開始時刻等の繰下げ等に関する件

2025年7月から2025年11月までの延長日における為替決済開始時刻
等を別紙のとおりとしましたので通知します。

以 上

延長日における為替決済開始時刻等の取扱い
(2025年7月～2025年11月分)

・延長日^(注1)における為替決済開始時刻等^{(注2)(注3)}

延長日	繰上げ・繰下げ幅	内国為替(同時決済口) 取引入力開始時刻	内国為替(同時決済口) 取引入力締切時刻	為替決済開始時刻
2025年7月31日(木)	60分	7時30分	16時35分	17時15分
8月29日(金)				
9月30日(火)				
10月31日(金)				
11月28日(金)				

(注1) 日本銀行が、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークからの事前の依頼(当日の依頼を除きます。)にもとづき、為替決済にかかる決済開始時刻を16時15分から60分繰下げる月末日(年末日を除きます。)をいいます。

(注2) 延長日においては、当座勘定取引、国債振替決済関係事務等における一部の電文の入力時間帯が変更されます。詳細は日本銀行金融ネットワークシステム利用細則(共回事務(第1編V.、同参考1-1および同参考2-1)のほか、各利用業務に関するもの)をご覧ください。

(注3) 当座勘定取引、外国為替円決済制度関係事務および国債振替決済関係事務の区分毎に定められたコアタイムについては、不変です。